

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成22年12月13日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 サンミュージック守山店 守山市梅田町字八ノ坪 28 - 1 ほか 10 筆ならびに字中ノ町 311 および 312 番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬 535 代表取締役 久木 康裕
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (ア) 株式会社丸善 9時30分から22時まで
 - (イ) セリア 9時30分から22時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 9時から22時30分まで
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (ア) 株式会社サンミュージック 9時から翌2時まで
 - (イ) セリア 9時から22時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から翌2時30分
- 4 変更年月日 平成22年11月26日
- 5 変更の理由 多様な顧客ニーズに対応すべく、一部の店舗（サンミュージック守山店）において閉店時刻を延長するため。
- 6 届出年月日 平成22年11月19日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 - 滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1 - 1
 - 滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1 - 1
 - 滋賀県南部環境・総合事務所総務課 草津市草津三丁目14 - 75
 - 守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号
 - 栗東市環境経済部商工労政課 栗東市安養寺一丁目13番33号
 - (2) 縦覧期間 平成22年12月13日から平成23年4月13日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成23年4月13日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目1 - 1